

令和5年12月

第9回

横手市議会
定例会議案

令和5年第9回横手市議会12月定例会議案一覧表

(1)	報告第25号	専決処分の報告について	1	～	2
(2)	同意第6号	教育長の任命について			当日配付
(3)	同意第7号	公平委員会委員の選任について			当日配付
(4)	議案第101号	横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	3	～	5
(5)	議案第102号	横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	6	～	11
(6)	議案第103号	横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例	12	～	14
(7)	議案第104号	横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	15	～	20
(8)	議案第105号	横手市火災予防条例の一部を改正する条例	21	～	27
(9)	議案第106号	横手市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	28	～	29
(10)	議案第107号	横手市障害者グループホーム設置条例を廃止する条例	30	～	31
(11)	議案第108号	横手市霊柩自動車条例を廃止する等の条例	32	～	38
(12)	議案第109号	工事請負契約の締結について (十文字文化センター解体工事)			39
(13)	議案第110号	財産の無償譲渡について (横手市障害者支援施設大和更生園)	40	～	41
(14)	議案第111号	財産の無償譲渡について (横手市障害者支援施設ユニー・ホップハウス)	42	～	43

(15)	議案第112号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市大森町中心部活性化施設)	44
(16)	議案第113号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市大森町生きがい創作館)	45
(17)	議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市十文字町健康福祉センター)	46
(18)	議案第115号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市大雄地域福祉センター)	47
(19)	議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」)	48
(20)	議案第117号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市サンハイム)	49
(21)	議案第118号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市総合技能センター)	50
(22)	議案第119号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市増田堆肥処理センター)	51
(23)	議案第120号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市大森堆肥センター)	52
(24)	議案第121号	公の施設の指定管理者の指定について (大森農産物食品加工体験施設)	53
(25)	議案第122号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市水稻育苗センター)	54
(26)	議案第123号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市地域種苗支援センター)	55
(27)	議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市ふれあいセンター)	56
(28)	議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市顧客利便施設 こうじ庵)	57

(29) 議案第126号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市営住宅 郷土館住宅ほか36施設、 横手市特定公共賃貸住宅 田町団地ほか3 施設、横手市単独住宅 西原住宅、横手市 定住促進住宅 南相野々住宅)	58 ~ 59
(30) 議案第127号	公の施設の指定管理者の指定について (横手市横手体育館、横手市横手武道館)	60
(31) 議案第128号	令和5年度横手市一般会計補正予算(第9 号)	予算書の頁
(32) 議案第129号	令和5年度横手市国民健康保険特別会計 補正予算(第2号)	予算書の頁
(33) 議案第130号	令和5年度横手市介護保険特別会計補正 予算(第3号)	予算書の頁
(34) 議案第131号	令和5年度横手市市営温泉施設特別会計 補正予算(第2号)	予算書の頁
(35) 議案第132号	令和5年度横手市病院事業会計補正予算 (第2号)	予算書の頁
(36) 議案第133号	令和5年度横手市水道事業会計補正予算 (第2号)	予算書の頁
(37) 議案第134号	令和5年度横手市下水道事業会計補正予 算(第2号)	予算書の頁

報告第25号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

専決第23号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年11月8日専決

横手市長 高 橋 大

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年7月11日（火）午前8時50分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内 |
| 3 | 相手方 | |
| 4 | 事故の概要 | |
| 5 | 損害賠償額 | 40,920円 |

議案第101号

横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部
を改正する条例

横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年横手市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関（法令又は条例若しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程の規定により<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関（法令又は条例若しくは市長その他の執行機関の規則若しくはその他の規程の規定により<u>特定個人番号利用事務</u>の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 [略]</p>

3 市長その他の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 [略]

3 市長その他の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、当該利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 [略]

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第102号

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第67号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

横手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年横手市条例第31号）の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) [略]</p>

2 [略]

(特別利用保育の基準)

第35条 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもの区

2 [略]

(特別利用保育の基準)

第35条 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に

分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号の小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学

掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 [略]

2 [略]

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限

前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号の小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受けるものを含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号の小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号の小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号の小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受けるものを含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第103号

横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月27日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市障害者支援施設大和更生園及び横手市障害者支援施設ユー・ホップハウスを廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市障害者支援施設設置条例の一部を改正する条例

横手市障害者支援施設設置条例（平成19年横手市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 支援施設の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 支援施設の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="262 783 539 842">名称</th> <th data-bbox="539 783 810 842">位置</th> <th data-bbox="810 783 1104 842">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="262 842 539 967">横手市障害者支援施設大和更生園</td> <td data-bbox="539 842 810 967">横手市大雄字八柏谷地66番地</td> <td data-bbox="810 842 1104 967">50人 短期入所 5人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="262 967 539 1144">横手市障害者支援施設ユー・ホップハウス</td> <td data-bbox="539 967 810 1144">横手市大雄字八柏谷地66番地</td> <td data-bbox="810 967 1104 1144">50人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="262 1144 539 1262">横手市障害者支援施設ひまわり社</td> <td data-bbox="539 1144 810 1262">横手市横山町3番12号</td> <td data-bbox="810 1144 1104 1262">20人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	定員	横手市障害者支援施設大和更生園	横手市大雄字八柏谷地66番地	50人 短期入所 5人	横手市障害者支援施設ユー・ホップハウス	横手市大雄字八柏谷地66番地	50人	横手市障害者支援施設ひまわり社	横手市横山町3番12号	20人	<p>(1) 名称 横手市障害者支援施設ひまわり社</p>
名称	位置	定員											
横手市障害者支援施設大和更生園	横手市大雄字八柏谷地66番地	50人 短期入所 5人											
横手市障害者支援施設ユー・ホップハウス	横手市大雄字八柏谷地66番地	50人											
横手市障害者支援施設ひまわり社	横手市横山町3番12号	20人											

(2) 位置 横手市横山町3番12号

(3) 定員 20人

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第104号

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月27日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

横手市国民健康保険税条例（平成17年横手市条例第171号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定</u></p>

した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の

(特例対象被保険者等に係る申告)

第26条の2 [略]

1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る申告)

第26条の2 [略]

(出産被保険者に係る届出)

第26条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届出書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産予定月の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、

第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横手市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第105号

横手市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月27日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市火災予防条例の一部を改正する条例

横手市火災予防条例（平成17年横手市条例第281号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(3)の2 <u>建築物等</u>の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電</p>

気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）～（3） [略]

（4） 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

（5）～（20） [略]

2 [略]

（蓄電池設備）

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の

気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）～（3） [略]

（4） その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講ぜられること。

（5）～（20） [略]

2 [略]

（蓄電池設備）

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下の

合計が4, 800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 [略]

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第1

もの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 [略]

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認めた構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第1

1条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第49条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) [略]

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) [略]

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類	離隔距離 (cm)				
	入力	上 方	側 方	前 方	後 方
[略]					

1条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第49条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) [略]

(13) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) [略]

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類	離隔距離 (cm)				
	入力	上 方	側 方	前 方	後 方
[略]					

厨房設備	気体燃料	[略]	
		上記に分類されないもの	[略]
[略]			

厨房設備	気体燃料	[略]								
		固体燃料	不燃 以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	10	50	50	50
固体燃料	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30		
上記に分類されないもの		[略]								
[略]										

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事中である燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の横手市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正前の横手市火災予防条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に該当せず、新たに新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

議案第106号

横手市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月27日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

横手市病院事業の設置等に関する条例（平成17年横手市条例第317号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第107号

横手市障害者グループホーム設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月27日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市障害者グループホーム「やがしわ」及び横手市障害者グループホーム「かみたむら」を廃止するため、現行条例を廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市障害者グループホーム設置条例を廃止する条例

横手市障害者グループホーム設置条例（平成22年横手市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第108号

横手市霊柩自動車条例を廃止する等の条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月27日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

一般区域貨物自動車運送事業を廃止し、及び火葬に係る事務手続きを見直すため、現行条例の廃止等をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市霊柩自動車条例を廃止する等の条例

(横手市霊柩自動車条例の廃止)

第1条 横手市霊柩自動車条例(平成17年横手市条例第162号)は、廃止する。

(横手市斎場設置条例の一部改正)

第2条 横手市斎場設置条例(平成17年横手市条例第161号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、斎場を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 横手市東部斎場 横手市前郷字元判場47番地1</u></p> <p><u>(2) 横手市南部斎場 横手市増田町増田字竹原道下94番地</u></p>	<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 公衆衛生その他公共の福祉の向上を図るため、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく火葬を行うための施設として横手市斎場(以下「斎場」という。)を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>

(3) 横手市西部斎場 横手市雄物川町薄井字抱合 6 5 番地

(使用の許可)

第 3 条 斎場を使用しようとする者は、市長に申請して許可を受けなければならない。

2 市長は、正当な理由がなく、その使用を拒んではならない。

3 申請者が市民でないときは、市長が支障がないと認める場合に限り、これを許可することができる。

(使用許可の取消し又は変更)

第 4 条 市長は、火葬場使用許可書に指定した時刻まで霊柩が到着しない場合その他必要があると認める場合においては、

名称	位置
横手市東部斎場	横手市前郷字元判場 4 7 番地 1
横手市南部斎場	横手市増田町増田字竹原道下 9 4 番地
横手市西部斎場	横手市雄物川町薄井字抱合 6 5 番地

(開館時間及び休館日)

第 3 条 斎場の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第 4 条 斎場を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、斎場の管理上必要な条件を付することができる。

使用の許可を取り消し、又は使用時期を変更することができ
る。

(死体の処理)

第5条 火葬は、死体を市長に委託し、その遺骨は、市長の指
定する時刻までに処理しなければならない。

2 使用者が前項の指定時刻までに遺骨の処理をしないとき
は、市長がこれを処理することができる。この場合におい
て、使用者又は遺族は、異議を申し立てることができない。

(使用料)

第6条 第3条の規定により、斎場の使用許可を受けた者は、
別表に定めるところにより、使用料を納付しなければなら
ない。

(使用料の返還)

第7条 前条第1項の規定により納付した使用料は、市長にお

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、斎場
の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合

(2) 斎場、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある
場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、斎場の管理上支障があ
ると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 市長は、斎場を使用するもの(以下「使用者」とい
う。)から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を

いて特別の理由があると認めた場合のほか、これを返還しない。

(使用料の免除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用料を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく
葬祭扶助料の給付を受けて葬儀を営む者

(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第9
3号）の適用を受ける遺体及び解剖遺体で官公庁の指示に
よるもの

2 前項各号の規定によるもののほか、特に必要と認める場合
は、別に協議するものとする。

(斎場業務員)

第9条 斎場業務員は、上司の命を受け、斎場の管理及び火葬
業務に従事する。

減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付すること
ができない。ただし、使用者の責めに帰することができない
場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一
部を還付することができる。

(焼骨の引取り等)

第9条 使用者は、焼骨を引き取らなければならない。

2 市長は、使用者がその日のうちに焼骨を引き取らない場合
は、仮埋蔵等の必要な措置を行うことができる。

(備付簿冊)

第10条 市長は、斎場に次の簿冊を備え付け、斎場業務員をして整理記入させるものとする。

(1) 斎場使用許可証つづり

(2) 斎場日誌

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認めたもの

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合

(3) 使用の許可の条件に違反した場合

(4) 災害その他の事由により、斎場の使用ができなくなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(原状回復義務)

第11条 使用者は、斎場の使用が終わった場合若しくは前条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(委任)

第11条 [略]

(損害賠償)

第12条 使用者は、齋場又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第13条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第109号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 十文字文化センター解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 横手市十文字町字西上38番地1 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 233,200,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 横手市横手町字三ノ口7番地
村岡・ムトウ 十文字文化センター解体工事 特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社村岡組
代表取締役 村岡 洋平 |

令和5年11月27日提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年横手市条例第67号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第110号

財産の無償譲渡について

次のとおり建物を無償譲渡する。

1 譲渡する財産

名 称	横手市障害者支援施設大和更生園
位 置	横手市大雄字八柏谷地66番地
施設種別	障害者支援施設
延床面積	2,337.37平方メートル

2 譲渡の相手方

横手市十文字町梨木字羽場下10番地115
社会福祉法人アヴェク・トロ
理事長 佐藤 真由香

3 備考

上記のほか、付帯設備、構築物及び備品を含む。

令和5年11月27日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第111号

財産の無償譲渡について

次のとおり建物を無償譲渡する。

1 譲渡する財産

名 称	横手市障害者支援施設ユー・ホップハウス
位 置	横手市大雄字八柏谷地66番地
施設種別	障害者支援施設
延床面積	830.51平方メートル

2 譲渡の相手方

横手市十文字町梨木字羽場下10番地115
社会福祉法人アヴェク・トロ
理事長 佐藤 真由香

3 備考

上記のほか、付帯設備、構築物及び備品を含む。

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第112号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市大森町中心部活性化施設
- 2 指定する団体の名称
特定非営利活動法人まちづくり大森
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第113号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市大森町生きがい創作館
- 2 指定する団体の名称
社会福祉法人秋田県社会福祉事業団
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第114号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市十文字町健康福祉センター
- 2 指定する団体の名称
社会福祉法人横手市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第115号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市大雄地域福祉センター
- 2 指定する団体の名称
社会福祉法人横手市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第116号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」
- 2 指定する団体の名称
社会福祉法人横手市社会福祉協議会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第117号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市サンハイム
- 2 指定する団体の名称
社会福祉法人ファミリーケアサービス
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第118号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市総合技能センター
- 2 指定する団体の名称
職業訓練法人横手地方職業能力開発協会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第119号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市増田堆肥処理センター
- 2 指定する団体の名称
JA全農北日本くみあい飼料株式会社
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第120号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市大森堆肥センター
- 2 指定する団体の名称
農事組合法人高橋牧場
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第121号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
大森農産物食品加工体験施設
- 2 指定する団体の名称
農事組合法人みずほ
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第122号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市水稻育苗センター
- 2 指定する団体の名称
秋田ふるさと農業協同組合
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第123号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市地域種苗支援センター
- 2 指定する団体の名称
秋田ふるさと農業協同組合
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第124号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市ふれあいセンター
- 2 指定する団体の名称
一般社団法人横手市観光協会
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第125号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 公の施設の名称
横手市顧客利便施設 こうじ庵
- 2 指定する団体の名称
横手商工会議所
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第126号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称

横手市営住宅 郷土館住宅ほか36施設

横手市特定公共賃貸住宅 田町団地ほか3施設

横手市単独住宅 西原住宅

横手市定住促進住宅 南相野々住宅

（これらの公の施設に係る共同施設及び共同集会施設を含む。）

2 指定する団体の名称

朝日綜合株式会社・朝日レジデンシャル株式会社・株式会社ホームクリニック共同事業体

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月27日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第127号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、横手市の公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称

横手市横手体育館

横手市横手武道館

2 指定する団体の名称

一般財団法人横手市スポーツ協会

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年11月27日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第128号

令和5年度横手市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度横手市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,094,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加・変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		9,004,990	29,553	9,034,543
	1 国庫負担金	4,765,741	327	4,766,068
	2 国庫補助金	4,224,175	29,226	4,253,401
16 県支出金		4,147,559	4,660	4,152,219
	1 県負担金	2,027,837	163	2,028,000
	2 県補助金	1,911,232	4,497	1,915,729
19 繰入金		3,608,379	311,439	3,919,818
	2 基金繰入金	3,526,988	311,439	3,838,427
21 諸収入		2,375,545	9,148	2,384,693
	5 雑入	678,921	9,148	688,069
歳入	合計	61,740,100	354,800	62,094,900

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		8,978,877	24,755	9,003,632
	1 総務管理費	8,167,974	10,039	8,178,013
	3 戸籍住民基本台帳費	245,596	14,716	260,312
3 民生費		15,485,078	222,096	15,707,174
	1 社会福祉費	8,541,194	104,873	8,646,067
	2 児童福祉費	5,848,216	30,287	5,878,503
	3 生活保護費	1,085,342	86,936	1,172,278
4 衛生費		7,020,771	78,695	7,099,466
	1 保健衛生費	4,094,115	71,078	4,165,193
	2 清掃費	1,679,668	7,617	1,687,285
6 農林水産業費		3,546,352	2,403	3,548,755
	1 農業費	3,222,131	37	3,222,168
	2 林業費	324,221	2,366	326,587
7 商工費		2,315,607	55,316	2,370,923
	1 商工費	2,315,607	55,316	2,370,923
10 教育費		4,332,866	△35,844	4,297,022
	2 小学校費	813,589	750	814,339
	3 中学校費	333,829	△750	333,079
	4 社会教育費	864,887	△35,844	829,043

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		40,601	7,379	47,980
	1 農林水産業施設災害復旧費	11,600	7,379	18,979
歳出	合計	61,740,100	354,800	62,094,900

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和5年度「市報よこて」印刷等請負業務	令和6年度	令和6年度	39,729
令和5年度わかりやすい予算書印刷製本業務	令和6年度	令和6年度	2,759
令和5年度横手市大森町中心部活性化施設指定管理業務委託	令和6年度	令和10年度	5,705
令和5年度横手市大森町生きがい創作館指定管理業務委託	令和6年度	令和10年度	13,725
令和5年度横手市十文字町健康福祉センター指定管理業務委託	令和6年度	令和10年度	7,400
令和5年度横手市大雄地域福祉センター指定管理業務委託	令和6年度	令和10年度	14,765
令和5年度横手市山内ほっとパレス「ゆうらく館」指定管理業務委託	令和6年度	令和10年度	28,955
令和5年度横手市母子生活支援施設（横手市サンハイム）指定管理業務委託	令和6年度	令和8年度	124,806
令和5年度横手市総合技能センター指定管理業務委託	令和6年度	令和10年度	5,960
令和5年度農業経営等復旧・継続支援対策事業費補助金	令和6年度	令和6年度	181
令和5年度横手市地域種苗支援センター指定管理業務委託	令和6年度	令和10年度	35,420

(単位：千円)

事 項	期 間		限 度 額
	自	至	
令和5年度農業・漁業経営フォローアップ資金（令和5年大雨等災害分）利子補給	令和6年度	令和15年度	令和5年度の農業・漁業経営フォローアップ資金（令和5年大雨等災害分）の融資を受けた日から10年間における年利3/4の利子に相当する金額の利子補給額
令和5年度大森農産物食品加工体験施設指定管理業務委託	令和6年度	令和10年度	2,005
令和5年度「よこてfun通信」情報紙作成業務	令和6年度	令和6年度	5,324
令和5年度横手市ふれあいセンター（かまくら館）指定管理業務委託	令和6年度	令和10年度	233,950
令和5年度横手市顧客利便施設こうじ庵指定管理業務委託	令和6年度	令和10年度	22,475
令和5年度横手市営住宅指定管理業務委託	令和6年度	令和10年度	424,490
令和5年度SINET接続運用事業負担金	令和6年度	令和9年度	10,345
令和5年度横手市横手体育館・横手市横手武道館指定管理業務委託	令和6年度	令和8年度	132,000

変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前			補 正 後		
	期 間		限 度 額	期 間		限 度 額
	自	至		自	至	
令和5年度本庁舎照明LED化改修工事	令和6年度	令和6年度	93,805	令和6年度	令和6年度	134,519

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	9,004,990	29,553	9,034,543
16 県支出金	4,147,559	4,660	4,152,219
19 繰入金	3,608,379	311,439	3,919,818
21 諸収入	2,375,545	9,148	2,384,693
計	61,740,100	354,800	62,094,900

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	8,978,877	24,755	9,003,632	9,454			9,111	6,190
3 民生費	15,485,078	222,096	15,707,174	20,099	163			201,834
4 衛生費	7,020,771	78,695	7,099,466					78,695
6 農林水産業費	3,546,352	2,403	3,548,755		348		37	2,018
7 商工費	2,315,607	55,316	2,370,923				49,928	5,388
10 教育費	4,332,866	△35,844	4,297,022					△35,844
11 災害復旧費	40,601	7,379	47,980		4,149			3,230
計	61,740,100	354,800	62,094,900	29,553	4,660		59,076	261,511

2. 歳入

15 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	4,470,673	327	4,471,000	3 国民健康保険 費負担金	47	国保基盤安定負担金 47
				5 児童福祉費負 担金	280	母子生活支援施設措置費負担金 280
計	4,765,741	327	4,766,068			

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	943,141	9,454	952,595	1 総務管理費補 助金	9,454	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 9,454
2 民生費国庫補助金	389,603	19,772	409,375	1 社会福祉総務 費補助金	9,711	地域就職氷河期世代支援加速化交付金 9,711
				2 身体障がい者 福祉費補助金	1,274	地域生活支援事業費補助金 1,274
				4 児童福祉費補 助金	2,806	保育対策総合支援事業費補助金 2,806
				6 高齢者福祉費 補助金	5,981	介護保険事業費補助金 5,981
計	4,224,175	29,226	4,253,401			

16 款 県支出金

1 項 県負担金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	1,748,677	163	1,748,840	3 国民健康保険 費負担金	23	国保基盤安定負担金 23
				5 児童福祉費負 担金	140	母子生活支援施設措置費負担金 140
計	2,027,837	163	2,028,000			

16 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 農林水産業費補助金	961,854	348	962,202	2 林業費補助金	348	鳥獣被害対策実施隊支援事業費補助金 348
8 災害復旧費補助金	0	4,149	4,149	1 農林水産業施 設災害復旧費 補助金	4,149	林業施設災害復旧費補助金 4,016
						農地・農業用施設災害復旧事業補助金 133
計	1,911,232	4,497	1,915,729			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	1,928,707	261,511	2,190,218	1 財政調整基金 繰入金	261,511	財政調整基金繰入金 261,511

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 中小企業経営安定基金繰入金	60,000	49,928	109,928	1 中小企業経営安定基金繰入金	49,928	中小企業経営安定基金繰入金 49,928
計	3,526,988	311,439	3,838,427			

21 款 諸収入

5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 雑入	342,413	9,148	351,561	1 雑入	9,148	過年度歳出返納金 37 デジタル基盤改革支援補助金 9,111
計	678,921	9,148	688,069			

3. 歳出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	2,286,864	927	2,287,791				927	17 備品購入費	927	行政改革推進事業	927
10 電算情報管理費	511,374	9,112	520,486			9,111	1	12 委託料	9,112	情報システム運用管理費	9,112
計	8,167,974	10,039	8,178,013			9,111	928				

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 戸籍住民基本台帳費	245,596	14,716	260,312	9,454			5,262	12 委託料	14,716	住民基本台帳事務費	14,716
計	245,596	14,716	260,312	9,454			5,262				

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉総務費	1,266,488	53,260	1,319,748	9,711			43,549	1 報酬	1,050	地域福祉計画等策定事業 低所得者生活支援事業 あったか灯油助成事業	12,948
								4 共済費	252		
								8 旅費	32		
								10 需用費	1,219		
								11 役務費	3,249		
計											

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							12委託料	12,398		
							13使用料及び 賃借料	60		
							19扶助費	35,000		
2障がい者自立支援給付費	2,500,614	35,654	2,536,268	1,274			34,380	12委託料 22償還金、利 子及び割引 料	2,549 33,105	障がい者自立支援給付総務費 35,654
4高齢者福祉費	464,553	776	465,329				776	22償還金、利 子及び割引 料	776	高齢者福祉総務費 776
7国民健康保険費	835,802	95	835,897	70			25	27繰出金	95	国民健康保険特別会計繰出金 95
8介護保険対策費	2,035,923	15,088	2,051,011	5,981			9,107	27繰出金	15,088	介護保険特別会計繰出金 15,088
計	8,541,194	104,873	8,646,067	17,036			87,837			

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1児童福祉総務費	1,415,197	27,602	1,442,799	2,806			24,796	18負担金補助 及び交付金	5,373	児童福祉総務費 保育対策総合支援事業	22,229 5,373

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							22 償還金、利 子及び割引 料	22,229		
4 母子福祉費	50,417	560	50,977	420			19 扶助費	560	母子生活支援施設措置費(他市分) 560	
6 児童福祉施設整備費	495	2,125	2,620				10 需用費	469	学童保育施設整備事業 2,125	
							14 工事請負費	1,155		
							17 備品購入費	501		
計	5,848,216	30,287	5,878,503	3,226			27,061			

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 生活保護総務費	52,486	86,936	139,422				22 償還金、利 子及び割引 料	86,936	生活保護総務費 86,936	
計	1,085,342	86,936	1,172,278				86,936			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国県支出金	地方債	その他					
1 保健衛生総務費	489,245	71,078	560,323				71,078	22 償還金、利子及び割引料	71,078	保健衛生管理費 71,078	
計	4,094,115	71,078	4,165,193				71,078				

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国県支出金	地方債	その他					
3 し尿処理費	228,019	7,617	235,636				7,617	10 需用費	7,617	衛生センター費 7,617	
計	1,679,668	7,617	1,687,285				7,617				

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国県支出金	地方債	その他					
3 農業振興費	1,436,007	37	1,436,044			37		22 償還金、利子及び割引料	37	農業経営支援事業 37	
計	3,222,131	37	3,222,168			37					

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 林業総務費	59,136	2,366	61,502	348			2,018	1 報酬 10 需用費	1,488 878	有害鳥獣対策事業	2,366
計	324,221	2,366	326,587	348			2,018				

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 商工業振興費	1,517,550	49,928	1,567,478			49,928		18 負担金補助及び交付金	49,928	金融対策費	49,928
4 商工観光施設費	143,663	3,958	147,621				3,958	12 委託料	3,958	横手駅東西交流施設費 道の駅費	2,000 1,958
5 温泉観光施設費	191,341	1,430	192,771				1,430	11 役務費 12 委託料	330 1,100	温泉観光施設費	1,430
計	2,315,607	55,316	2,370,923			49,928	5,388				

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	765,814	750	766,564				750	1 報酬	750	小学校管理費	750
計	813,589	750	814,339				750				

10 款 教育費

3 項 中学校費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	285,248	△750	284,498				△750	1 報酬	△750	中学校管理費	△750
計	333,829	△750	333,079				△750				

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会教育総務費	290,501	△26,809	263,692				△26,809	10 需用費	△14,198	横手駅東口新公益施設整備事業 △8,319 横手駅東口新公益施設費 △18,490	
								11 役務費	△34		
								12 委託料	△12,458		
								13 使用料及び 賃借料	△119		
3 図書館費	243,385	△10,937	232,448				△10,937	1 報酬	△2,417	図書館費	△10,937
								3 職員手当等	△958		
								8 旅費	△153		
								12 委託料	△2,244		
								17 備品購入費	△5,165		
4 芸術文化振興費	221,829	1,902	223,731				1,902	10 需用費	1,902	芸術文化施設費	1,902
計	864,887	△35,844	829,043				△35,844				

11 款 災害復旧費

1 項 農林水産業施設災害復旧費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 農業施設災害復旧費	2,000	0	2,000	133			△133		農地農業用施設災害復旧事業 財源振替	
2 林業施設災害復旧費	9,600	7,379	16,979	4,016			3,363	14 工事請負費	7,379	林業施設災害復旧事業 7,379
計	11,600	7,379	18,979	4,149			3,230			

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費						共済費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当 〔年間支給率 (月分)〕	地 域 手 当	寒冷地 手 当	その他の 手 当				計
補正後	長 等	3		25,632	7,738 (3.15)		191	8,334	41,895	6,396	48,291	
	議 員	26	120,996		36,526 (3.15)				157,522	37,347	194,869	
	その他の 特別職	3,119	133,649	6,792	2,060 (3.15)		51	1,698	144,250	1,000	145,250	
	計	3,148	254,645	32,424	46,324		242	10,032	343,667	44,743	388,410	
補正前	長 等	3		25,632	7,738 (3.15)		191	8,334	41,895	6,396	48,291	
	議 員	26	120,996		36,526 (3.15)				157,522	37,347	194,869	
	その他の 特別職	3,119	132,161	6,792	2,060 (3.15)		51	1,698	142,762	1,000	143,762	
	計	3,148	253,157	32,424	46,324		242	10,032	342,179	44,743	386,922	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職		1,488						1,488		1,488	
	計		1,488						1,488		1,488	

2. 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(1,242) 875	1,573,319	3,518,397	2,732,905	7,824,621	1,499,210	9,323,831	
補正前	(1,243) 875	1,574,686	3,518,397	2,733,863	7,826,946	1,498,958	9,325,904	
比較	(△1)	△1,367		△958	△2,325	252	△2,073	

※ () 内は、再任用職員及びパートタイム職員 (外書き)

職員手当の内訳

(単位：千円)

区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任手当	地域手当	退職手当金	合計
補正後	117,090	39,069	57,235	22,734	369,459	4,900	1,283	14,400	59,359	41,634	986,466	596,371	59,456	59,105	552	1,383	302,409	2,732,905
補正前	117,090	39,069	57,235	22,734	369,459	4,900	1,283	14,400	59,359	41,634	987,424	596,371	59,456	59,105	552	1,383	302,409	2,733,863
比較											△958							△958

議案第129号

令和5年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度横手市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,535千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,118,307千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,431,553	△95	1,431,458
	1 国民健康保険税	1,431,553	△95	1,431,458
6 繰入金		835,341	95	835,436
	1 他会計繰入金	835,341	95	835,436
7 繰越金		54,130	1,535	55,665
	1 繰越金	54,130	1,535	55,665
歳入	合計	9,116,772	1,535	9,118,307

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸支出金		90,882	1,535	92,417
	1 償還金及び還付加算金	11,026	1,535	12,561
歳出	合計	9,116,772	1,535	9,118,307

国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,431,553	△95	1,431,458
6 繰入金	835,341	95	835,436
7 繰越金	54,130	1,535	55,665
計	9,116,772	1,535	9,118,307

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 国民健康保険事業費 納付金	2,229,938	0	2,229,938				95	△95
9 諸支出金	90,882	1,535	92,417					1,535
計	9,116,772	1,535	9,118,307				95	1,440

2. 歳入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者国民健康保険税	1,431,433	△95	1,431,338	1 医療給付費分 現年課税分	△71	医療給付費分現年課税分 △71
				2 後期高齢者支 援金分現年課 税分	△19	後期高齢者支援金分現年課税分 △19
				3 介護納付金分 現年課税分	△5	介護納付金分現年課税分 △5
計	1,431,553	△95	1,431,458			

6 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	835,341	95	835,436	1 保険基盤安定 繰入金	95	産前産後保険税免除繰入金 95
計	835,341	95	835,436			

7 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 その他繰越金	54,130	1,535	55,665	1 その他繰越金	1,535	その他繰越金 1,535

7 款 繰越金

1 項 繰越金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	54,130	1,535	55,665			

3. 歳出

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般被保険者医療給付費分	1,492,216	0	1,492,216			95	△95		一般被保険者医療給付費分 財源振替	
計	1,492,217	0	1,492,217			95	△95			

9 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
5 保険給付費等交付金償還金	1	1,535	1,536				1,535	22 償還金、利 子及び割引 料	1,535 保険給付費等交付金償還金 1,535	
計	11,026	1,535	12,561				1,535			

議案第130号

令和5年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度横手市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,502,098千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		3,408,267	6,250	3,414,517
	2 国庫補助金	1,164,584	6,250	1,170,834
4 支払基金交付金		3,423,444	6,750	3,430,194
	1 支払基金交付金	3,423,444	6,750	3,430,194
5 県支出金		1,810,628	3,125	1,813,753
	2 県補助金	75,525	3,125	78,650
8 繰入金		2,035,124	51,588	2,086,712
	1 一般会計繰入金	2,035,123	15,088	2,050,211
	2 基金繰入金	1	36,500	36,501
歳入	合計	13,434,385	67,713	13,502,098

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		247,740	11,963	259,703
	1 総務管理費	144,671	11,963	156,634
4 地域支援事業費		576,886	25,000	601,886
	1 介護予防・生活支援サービス事業	383,509	25,000	408,509
6 諸支出金		268,172	30,750	298,922
	1 償還金及び還付加算金	268,105	30,750	298,855
歳 出	合 計	13,434,385	67,713	13,502,098

介護保険特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	3,408,267	6,250	3,414,517
4 支払基金交付金	3,423,444	6,750	3,430,194
5 県支出金	1,810,628	3,125	1,813,753
8 繰入金	2,035,124	51,588	2,086,712
計	13,434,385	67,713	13,502,098

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	247,740	11,963	259,703					11,963
4 地域支援事業費	576,886	25,000	601,886	6,250	3,125		9,875	5,750
6 諸支出金	268,172	30,750	298,922					30,750
計	13,434,385	67,713	13,502,098	6,250	3,125		9,875	48,463

2. 歳入

3 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業費交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	87,400	5,000	92,400	1 現年度分	5,000	現年度分 5,000
4 総合事業調整交付金	21,850	1,250	23,100	1 現年度分	1,250	現年度分総合事業調整交付金 1,250
計	1,164,584	6,250	1,170,834			

4 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業費交付金	117,990	6,750	124,740	1 現年度分	6,750	現年度分 6,750
計	3,423,444	6,750	3,430,194			

5 款 県支出金

2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 地域支援事業費交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	54,625	3,125	57,750	1 現年度分	3,125	現年度分 3,125
計	75,525	3,125	78,650			

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 地域支援事業費繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	57,533	3,125	60,658	1 現年度分	3,125	現年度分 3,125
4 その他一般会計繰入金	257,096	11,963	269,059	1 その他一般会計繰入金	11,963	その他一般会計繰入金 11,963
計	2,035,123	15,088	2,050,211			

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護保険給付準備基金繰入金	1	36,500	36,501	1 介護保険給付準備基金繰入金	36,500	介護保険給付準備基金繰入金 36,500
計	1	36,500	36,501			

3. 歳出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	139,212	11,963	151,175				11,963	12 委託料	11,963	一般管理費	11,963
計	144,671	11,963	156,634				11,963				

4 款 地域支援事業費

1 項 介護予防・生活支援サービス事業

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 サービス事業費	320,364	25,000	345,364	9,375		9,875	5,750	18 負担金補助及び交付金	25,000	通所型サービス	25,000
計	383,509	25,000	408,509	9,375		9,875	5,750				

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
3 償還金	266,560	30,750	297,310				30,750	22 償還金、利子及び割引料	30,750	償還金	30,750
計	268,105	30,750	298,855				30,750				

議案第131号

令和5年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）

令和5年度横手市の市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,046千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ405,591千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		208,320	17,046	225,366
	1 営業収入	208,320	17,046	225,366
歳入	合計	388,545	17,046	405,591

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 施設経営費		385,545	17,046	402,591
	1 施設経営費	385,545	17,046	402,591
歳出	合計	388,545	17,046	405,591

市営温泉施設特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	208,320	17,046	225,366
計	388,545	17,046	405,591

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 施設経営費	385,545	17,046	402,591					17,046
計	388,545	17,046	405,591					17,046

2. 歳入

1 款 事業収入

1 項 営業収入

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 営業収入	208,320	17,046	225,366	1 現年度分	17,046	さくら荘 9,209 ゆっふる 1,537 ゆとりおん大雄 6,300
計	208,320	17,046	225,366			

3. 歳出

1 款 施設経営費

1 項 施設経営費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
2 さくら荘経営費	155,116	9,209	164,325				9,209	10 需用費	6,950	施設経営費	9,209
								12 委託料	2,259		
3 ゆっふる経営費	106,482	1,537	108,019				1,537	10 需用費	1,537	施設経営費	1,537
4 ゆとりおん大雄経営費	107,247	6,300	113,547				6,300	10 需用費	6,300	施設経営費	6,300
計	385,545	17,046	402,591				17,046				

議案第132号

令和5年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度横手市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度横手市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 市立横手病院事業収益	5,720,000 千円	15,750 千円	5,735,750 千円
第2項 医業外収益	369,143 千円	15,750 千円	384,893 千円
第2款 市立大森病院事業収益	2,864,000 千円	10,500 千円	2,874,500 千円
第2項 医業外収益	232,181 千円	10,500 千円	242,681 千円
合 計	8,584,000 千円	26,250 千円	8,610,250 千円
	支 出		
第1款 市立横手病院事業費用	5,720,000 千円	15,750 千円	5,735,750 千円
第1項 医業費用	5,687,896 千円	15,750 千円	5,703,646 千円
第2款 市立大森病院事業費用	2,864,000 千円	10,500 千円	2,874,500 千円
第1項 医業費用	2,835,531 千円	10,500 千円	2,846,031 千円
合 計	8,584,000 千円	26,250 千円	8,610,250 千円

第3条 予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額は、1,567,305千円（うち市立横手病院は1,133,905千円、市立大森病院は433,400千円）を1,588,055千円（うち市立横手病院は、1,149,655千円、市立大森病院は438,400千円）に改める。

令和5年11月27日提出
横手市長 高橋 大

病院事業会計補正予算（第2号）に関する説明書

令和5年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院事業収益			5,720,000	15,750	5,735,750
	2. 医業外収益		369,143	15,750	384,893
		3. 他会計補助金	5,733	15,750	21,483
2. 市立大森病院事業収益			2,864,000	10,500	2,874,500
	2. 医業外収益		232,181	10,500	242,681
		3. 他会計補助金	1,817	10,500	12,317
合 計			8,584,000	26,250	8,610,250

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 市立横手病院事業費用			5,720,000	15,750	5,735,750
	1. 医業費用		5,687,896	15,750	5,703,646
		2. 材 料 費	1,104,700	15,750	1,120,450
2. 市立大森病院事業費用			2,864,000	10,500	2,874,500
	1. 医業費用		2,835,531	10,500	2,846,031
		3. 経 費	510,850	10,500	521,350
合 計			8,584,000	26,250	8,610,250

令和5年度 横手市病院事業 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">当年度純損失</td><td style="text-align: right;">△ 20,100</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">634,292</td></tr> <tr><td>固定資産除却費</td><td style="text-align: right;">13,233</td></tr> <tr><td>引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">6,711</td></tr> <tr><td>長期前受金戻入額</td><td style="text-align: right;">△ 36,552</td></tr> <tr><td>受取利息及び配当金</td><td style="text-align: right;">△ 323</td></tr> <tr><td>支払利息</td><td style="text-align: right;">51,073</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right;">648,334</td></tr> <tr><td>利息及び配当金の受取額</td><td style="text-align: right;">323</td></tr> <tr><td>利息の支払額</td><td style="text-align: right;">△ 51,073</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>業務活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right;">597,584</td></tr> </table>	当年度純損失	△ 20,100	減価償却費	634,292	固定資産除却費	13,233	引当金の増減額	6,711	長期前受金戻入額	△ 36,552	受取利息及び配当金	△ 323	支払利息	51,073	<hr/>		小計	648,334	利息及び配当金の受取額	323	利息の支払額	△ 51,073	<hr/>		業務活動によるキャッシュ・フロー	597,584	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">有形固定資産の取得による支出</td><td style="text-align: right;">△ 396,979</td></tr> <tr><td>国県補助金による収入</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td>看護師等奨学金貸付による支出</td><td style="text-align: right;">△ 2,400</td></tr> <tr><td>看護師等奨学金返還による収入</td><td style="text-align: right;">2</td></tr> <tr><td>看護師等奨学金返還免除</td><td style="text-align: right;">2,800</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>投資活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right;">△ 396,576</td></tr> </table> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入</td><td style="text-align: right;">378,800</td></tr> <tr><td>建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出</td><td style="text-align: right;">△ 667,356</td></tr> <tr><td>他会計からの出資による収入</td><td style="text-align: right;">352,467</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>財務活動によるキャッシュ・フロー</td><td style="text-align: right;">63,911</td></tr> </table> <p>4 資金増減額</p> <p style="text-align: right;">264,919</p> <p>5 資金期首残高</p> <p style="text-align: right;">3,768,424</p> <hr/> <p>6 資金期末残高</p> <p style="text-align: right;">4,033,343</p>	有形固定資産の取得による支出	△ 396,979	国県補助金による収入	1	看護師等奨学金貸付による支出	△ 2,400	看護師等奨学金返還による収入	2	看護師等奨学金返還免除	2,800	<hr/>		投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 396,576	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	378,800	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 667,356	他会計からの出資による収入	352,467	<hr/>		財務活動によるキャッシュ・フロー	63,911
当年度純損失	△ 20,100																																																		
減価償却費	634,292																																																		
固定資産除却費	13,233																																																		
引当金の増減額	6,711																																																		
長期前受金戻入額	△ 36,552																																																		
受取利息及び配当金	△ 323																																																		
支払利息	51,073																																																		
<hr/>																																																			
小計	648,334																																																		
利息及び配当金の受取額	323																																																		
利息の支払額	△ 51,073																																																		
<hr/>																																																			
業務活動によるキャッシュ・フロー	597,584																																																		
有形固定資産の取得による支出	△ 396,979																																																		
国県補助金による収入	1																																																		
看護師等奨学金貸付による支出	△ 2,400																																																		
看護師等奨学金返還による収入	2																																																		
看護師等奨学金返還免除	2,800																																																		
<hr/>																																																			
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 396,576																																																		
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	378,800																																																		
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 667,356																																																		
他会計からの出資による収入	352,467																																																		
<hr/>																																																			
財務活動によるキャッシュ・フロー	63,911																																																		

令和5年度横手市病院事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1.	固 定 資 産				
(1)	有形固定資産				
	イ. 土地		718,640		
	ロ. 建物	11,904,184			
	減価償却累計額	<u>△ 7,723,653</u>	4,180,531		
	ハ. 構築物	392,893			
	減価償却累計額	<u>△ 262,965</u>	129,928		
	ニ. 器械及び備品	6,359,987			
	減価償却累計額	<u>△ 5,016,972</u>	1,343,015		
	ホ. 車両	39,852			
	減価償却累計額	<u>△ 34,540</u>	5,312		
	ヘ. 建設仮勘定	<u>2,002</u>	<u>2,002</u>		
	有形固定資産 合 計			6,379,428	
(2)	投資その他の資産				
	イ. 長期貸付金		14,998		
	ロ. 貸倒引当金		<u>△ 4,000</u>		
	投資その他の資産 合 計			<u>10,998</u>	
	固 定 資 産 合 計				6,390,426
2.	流 動 資 産				
(1)	現金預金			4,033,343	
(2)	未収金			1,267,534	
(3)	有価証券			0	
(4)	貯蔵品			83,467	
(5)	短期貸付金			0	
	流 動 資 産 合 計				<u>5,384,344</u>
	資 産 合 計				<u><u>11,774,770</u></u>

		負 債 の 部			
		千円	千円	千円	千円
3.	固 定 負 債				
	(1) 企業債				
	イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>3,421,739</u>		
	企 業 債 合 計			3,421,739	
	(2) 引当金				
	イ. 退職給付引当金		<u>997,305</u>		
	引 当 金 合 計			<u>997,305</u>	
	固 定 負 債 合 計				4,419,044
4.	流 動 負 債				
	(1) 一時借入金			0	
	(2) 企業債				
	イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債		<u>705,642</u>		
	企 業 債 合 計			705,642	
	(3) 未払金			400,575	
	(4) 預り金			40,638	
	(5) 引当金				
	イ. 賞与引当金		214,506		
	ロ. 法定福利費引当金		<u>42,599</u>		
	引 当 金 合 計			<u>257,105</u>	
	流 動 負 債 合 計				1,403,960
5.	繰 延 収 益				
	長期前受金			940,321	
	長期前受金収益化累計額			<u>△ 756,165</u>	
	繰 延 収 益 合 計				<u>184,156</u>
	負 債 合 計				<u><u>6,007,160</u></u>

		資	本	の	部		
6.	資本金						6,499,069
7.	剰余金						
	(1) 利益剰余金						
	イ. 減債積立金			<u>22,938</u>			
	利益剰余金 合計				22,938		
	(2) 欠損金						
	イ. 当年度未処理欠損金			<u>754,397</u>			
	欠損金 合計				<u>754,397</u>		
	欠損金 合計					<u>731,459</u>	
	資本金 合計					<u>5,767,610</u>	
	負債資本 合計					<u><u>11,774,770</u></u>	

令和5年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）説明資料

収益的收入及び支出

収 入

（単位：千円）

項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院事業収益	5,720,000	15,750	5,735,750	
2 項 医業外収益	369,143	15,750	384,893	
3 目 他会計補助金	5,733	15,750	21,483	
一般会計補助金	5,733	15,750	21,483	
2 款 市立大森病院事業収益	2,864,000	10,500	2,874,500	
2 項 医業外収益	232,181	10,500	242,681	
3 目 他会計補助金	1,817	10,500	12,317	
一般会計補助金	1,817	10,500	12,317	
合 計	8,584,000	26,250	8,610,250	

(単位：千円)

支 出 項 目	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1 款 市立横手病院事業費用	5,720,000	15,750	5,735,750	
1 項 医業費用	5,687,896	15,750	5,703,646	
2 目 材 料 費	1,104,700	15,750	1,120,450	
診療材料費	466,320	15,750	482,070	
2 款 市立大森病院事業費用	2,864,000	10,500	2,874,500	
1 項 医業費用	2,835,531	10,500	2,846,031	
3 目 経 費	510,850	10,500	521,350	
消耗品費	18,000	2,000	20,000	
燃 料 費	34,000	5,000	39,000	
委 託 費	262,000	3,500	265,500	
合 計	8,584,000	26,250	8,610,250	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

- ・減価償却の方法 定額法

- ・主な耐用年数

建物

市立横手病院

市立大森病院

3年～39年

6年～39年

構築物

10年～30年

10年～20年

機械及び備品

3年～20年

3年～15年

車両

4年～6年

4年～6年

3 引当金の計上基準

（1）退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

（2）賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は2,391,259千円（うち市立横手病院は1,255,573千円、うち市立大森病院は1,135,686千円）である。

III. その他の注記

1 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として646,617千円（うち市立横手病院は417,264千円、うち市立大森病院は229,353千円）を支給するため、賞与引当金208,811千円（うち市立横手病院は136,426千円、うち市立大森病院は72,385千円）を使用する。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、法定福利費として692,597千円（うち市立横手病院は442,524千円、うち市立大森病院は250,073千円）を支払いするため、法定福利費引当金41,583千円（うち市立横手病院は27,510千円、うち市立大森病院は14,073千円）を使用する。

IV. 開示すべきセグメント情報

- 1 セグメントの区分については、横手市病院事業会計規程に基づき、病院単位に区分している。

(単位：千円)

区 分	市立横手病院	市立大森病院	計
医 業 収 益	5,350,856	2,631,819	7,982,675
医 業 費 用	5,703,646	2,846,031	8,549,677
医 業 損 益	△ 352,790	△ 214,212	△ 567,002
医 業 外 収 益	384,893	242,681	627,574
医 業 外 費 用	31,104	27,469	58,573
医 業 外 損 益	353,789	215,212	569,001
特 別 損 益	△ 999	△ 1,000	△ 1,999
純 利 益	0	0	0
資 産	7,718,251	4,056,519	11,774,770
負 債	3,846,255	2,160,905	6,007,160
資 本	3,871,996	1,895,614	5,767,610

令和5年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度横手市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第2条 令和5年度横手市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中「不足する額835,001千円は、過年度分損益勘定留保資金742,775千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,226千円」を「不足する額841,501千円は、過年度分損益勘定留保資金747,146千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,817千円及び減債積立金1,538千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 資本的支出	2,237,000千円	6,500千円	2,243,500千円
第1項 建設改良費	1,359,532千円	6,500千円	1,366,032千円

(債務負担行為)

第 3 条 予算第 5 条で定めた債務負担行為に、次の事項を追加及び変更する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
令和 5 年度広報誌印刷製本業務	令和 6 年度から 令和 6 年度まで	8 6 3 千円
令和 5 年度量水器購入(単価契約)	令和 6 年度から 令和 6 年度まで	1 5, 8 0 7 千円
令和 5 年度水道用薬品購入(単価契約)	令和 6 年度から 令和 6 年度まで	4 3, 5 7 2 千円

変 更

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
令和 5 年度公営企業会計システム更新業務	令和 6 年度から 令和 6 年度まで	1, 3 5 7 千円	令和 6 年度から 令和 6 年度まで	4, 0 0 1 千円

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

横手市長 高 橋 大

水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書

令和5年度 横手市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

資本的支出

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 資本的支出			2,237,000	6,500	2,243,500
	1. 建設改良費		1,359,532	6,500	1,366,032
		1. 原水浄水設備改良費	532,795	6,500	539,295

令和5年度 横手市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

<p>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>当年度純損失 △ 61,729</p> <p>減価償却費 932,822</p> <p>固定資産除却費 15,000</p> <p>引当金の増減額 504</p> <p>長期前受金戻入額 △ 189,307</p> <p>受取利息及び配当金 △ 169</p> <p>支払利息 135,488</p> <p>有形固定資産売却損 4,000</p> <p>未収金の増減額 16,591</p> <p>未払金の増減額 △ 38,198</p> <p>たな卸資産の増減額 △ 2,024</p> <hr/> <p>小計 812,978</p> <p>利息及び配当金の受取額 169</p> <p>利息の支払額 △ 135,488</p> <p>未払(未収)消費税の増減額 1,095</p> <hr/> <p>業務活動によるキャッシュ・フロー 678,754</p>	<p>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>有形固定資産の取得による支出 △ 1,663,311</p> <p>有形固定資産の売却による収入 98</p> <p>無形固定資産の取得による支出 △ 9,584</p> <p>国庫補助金等による収入 342,264</p> <hr/> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー △ 1,330,533</p> <p>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入 771,600</p> <p>建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 △ 856,608</p> <p>他会計からの出資による収入 288,037</p> <hr/> <p>財務活動によるキャッシュ・フロー 203,029</p> <p>資金増減額 △ 448,750</p> <p>資金期首残高 1,565,503</p> <hr/> <p>資金期末残高 1,116,753</p>
---	--

令和5年度 横手市水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

		資 産 の 部			
		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
	(1) 有形固定資産				
	イ 土 地		853,826		
	ロ 立 木		412		
	ハ 建 物	3,334,189			
	減価償却累計額	<u>△ 1,259,809</u>	2,074,380		
	ニ 構 築 物	28,937,171			
	減価償却累計額	<u>△ 12,568,189</u>	16,368,982		
	ホ 機械及び装置	6,211,105			
	減価償却累計額	<u>△ 4,533,301</u>	1,677,804		
	ヘ 車 両 運 搬 具	40,210			
	減価償却累計額	<u>△ 16,968</u>	23,242		
	ト 工具、器具及び備品	407,616			
	減価償却累計額	<u>△ 358,287</u>	49,329		
	チ 建設仮勘定		1,046,508		
	有形固定資産合計			22,094,483	
	(2) 無形固定資産				
	イ ダム使用权		1,126,817		
	ロ 電話加入権		360		
	ハ 水利権		2,830		
	ニ 施設利用権		324		
	ホ ソフトウェア		4,123		
	無形固定資産合計			<u>1,134,454</u>	
	固 定 資 産 合 計				23,228,937
2	流 動 資 産				
	(1) 現金預金			1,116,753	
	(2) 未 収 金		372,547		
	貸倒引当金		<u>△ 944</u>	371,603	
	(3) 貯 蔵 品			18,870	
	流動資産合計				<u>1,507,226</u>
	資 産 合 計				<u>24,736,163</u>

		負債の部		
		千円	千円	千円
3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	9,545,088		
	企業債合計		9,545,088	
	固定負債合計			9,545,088
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	836,472		
	企業債合計		836,472	
	(2) 未払金		51,865	
	(3) 引当金			
	イ 賞与引当金	11,832		
	ロ 法定福利費引当金	2,360		
	引当金合計		14,192	
	(4) その他流動負債		103,857	
	流動負債合計			1,006,386
5	繰延収益			
	長期前受金		9,644,089	
	長期前受金収益化累計額		△ 4,784,123	
	繰延収益合計			4,859,966
	負債合計			<u>15,411,440</u>
		資本の部		
6	資本金			9,017,861
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	50,473		
	ロ 国庫補助金	41,204		
	ハ 寄附金	25,856		
	ニ 工事負担金	51,439		
	ホ 保険差益	408		
	ヘ その他資本剰余金	31,200		
	資本剰余金合計		200,580	
	(2) 利益剰余金			
	イ 利益積立金	123,395		
	ロ 建設改良積立金	44,616		
	ハ 当年度未処理欠損金	61,729		
	利益剰余金合計		106,282	
	剰余金合計			306,862
	資本合計			<u>9,324,723</u>
	負債資本合計			<u>24,736,163</u>

令和5年度 横手市水道事業会計補正予算（第2号）説明資料

資本的支出

支 出 (単位：千円)

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説明
1. 資本的支出			2,237,000	6,500	2,243,500	
1. 建設改良費			1,359,532	6,500	1,366,032	
	1. 原水浄水設備改良費		532,795	6,500	539,295	
		負担金	92,501	6,500	99,001	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 2 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・減価償却の方法 定額法（ただし、量水器については取替法）による。
 - ・主な耐用年数

建物	10年～65年
構築物	10年～60年
機械及び装置	8年～40年
車両運搬具	4年～5年
工具、器具及び備品	3年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・減価償却の方法 定額法（ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法）
 - ・主な耐用年数

ダム使用権	55年
水利権	20年
施設利用権	20年
ソフトウェア	5年
- 3 引当金の計上方法
 - (1) 貸倒引当金
債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。
 - (2) 賞与引当金
職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金
職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 退職給付引当金
職員の退職手当は、「退職手当負担に関する確認書」に基づき、水道事業が毎年度支出する普通負担金を除き一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

4 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還する予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は1,647,519千円である。

III. リース契約により使用する固定資産に関する注記

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,188	千円
1年超	1,188	千円
計	2,376	千円

IV. その他の注記

1 賞与引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として40,662千円を支給するため、賞与引当金11,829千円を使用する。

2 法定福利費引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、法定福利費として36,672千円を支払いするため、法定福利費引当金2,359千円を使用する。

3 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて

当事業年度において、債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金465千円を使用する。

4 特定収入割合が5%超であった場合の固定資産の会計処理について

特定収入に対応する課税仕入れが固定資産の取得である場合の特定収入の仕入控除税額の調整に係る会計処理は、当該調整額を特定収入である長期前受金と相殺(圧縮記帳)する方法(取得した固定資産を消費税及び地方消費税抜額で計上)によっている。

令和5年度横手市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度横手市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和5年度横手市下水道事業会計予算第5条で定めた債務負担行為に、次の事項を追加する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度量水器購入（単価契約）	令和6年度から 令和6年度まで	4,882千円

令和5年11月27日提出

横手市長 高橋 大